

●香川県告示第239号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、同法第5条第2項の規定により、当該区域をさぬき市長が管理する海岸保全区域に指定する。

令和6年12月6日

香川県知事 池田豊人

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波	さぬき	志度臨海地区	<p>1 指定場所 さぬき市志度字玉浦5412番4地先から さぬき市志度字玉浦5418番3地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点4までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点4までを順次結んだ線及び補助点4と基点4を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点観20志度（北緯34度19分00.0391秒、東経134度10分32.6036秒） 基点1 基準点から26度17分17秒、1,981.04メートル、さぬき市志度字玉浦5412番4地先の表示杭 基点2 基点1から273度37分26秒、244.49メートル、さぬき市志度字玉浦5413番3地先の表示杭 基点3 基点2から273度37分37秒、304.78メートル、さぬき市志度字玉浦5418番1地先の表示杭 基点4 基点3から225度08分11秒、15.14メートル、さぬき市志度字玉浦5418番3地先の表示杭 補助点1 基点1から3度37分26秒、60.50メートルの点 補助点2 基点2から3度36分33秒、60.50メートルの点 補助点3 基点3から339度21分46秒、66.35メートルの点 補助点4 基点4から298度46分50秒、63.05メートルの点</p>